

- 補装具・日常生活用具の給付、紙おむつの支給等の在宅支援福祉サービスを充実します。(障がい福祉課)
- 障がい児の障がいの程度や保護者の状況を勘案して、障害福祉サービス(居宅介護、デイサービス、短期入所)の支給決定等を行います。(障がい福祉課)
- 障がい児の育成を図るため、香川県障害福祉相談所等と連携し、障がい児通園事業の充実と保育所での障がい児保育の拡充を行うとともに、在宅の児童に対する育児相談を実施するなど療育の充実に努めます。(障がい福祉課)
- 在宅の重度の肢体不自由と重度の知的障がいを重複している障がい児に対し、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等を行います。(障がい福祉課)
- 保護者が就労等により、昼間家庭にいない特別支援学校の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図ります。(障がい福祉課)

③障がい児等への教育・保育の充実、全ての障がい児等への教育・保育の保障

- 関係機関との連携体制を整備し、幼稚園・保育所・認定こども園等での障がい児保育等の拡充を行うとともに、在宅障がい児やその保護者が気軽に集い、交流し、子育ての喜びが感じられ、また、子育てに関する知識が得られるよう、ふれあい保育を実施します。(こども園運営課)
- 発達障がい等のある児童に適切に対応するため、発達障がい児等支援員などを配置あるいはその配置に必要な経費の一部支弁を行い、早期に専門的な保育・教育支援や親子支援を行います。(こども園運営課)
- 教職員に対して、特別支援教育に関する講話や事例研究などの研修を行います。(こども園運営課)
- 教育相談活動充実のため、定期の就学教育相談だけでなく、保護者等の希望や願いに耳を傾けながら、随時に相談を受けるようにします。(学校教育課)
- 特別支援教育への転換が図られている現状を踏まえ、LD、ADHD等の発達障がいに関する内容を取り入れ、研修会の充実を図ります。(学校教育課)
- 学校外の施設や病院に入園、入院している児童生徒に対して、今後も教育の場を設け、学習指導を行う必要から、施設内学級、院内学級を設置します。(学校教育課)

④早期から一貫した支援体制の構築

- 発達障がいを有する障がい児に対し、発達支援コーディネーターを中心に、サポート委員会等の関係者が連携し、個々の発達障がいの状態に応じた個別支援計画を作成し、必要な支援を行います。(障がい福祉課)
- 特別な支援を要する子どもが在籍する施設に、専門家が継続的に巡回訪問し、一人一人に応じた支援方法等についての指導、保護者と専門家との相談会や関係機関が集まったケース会議の開催、専門機関や就学先の小学校などに支援をつなぐ取組など、子ども一人一人の必要に応じた内容を展開します。(こども園運営課)

⑤経済的支援の充実

- 障がい児が家庭や地域で安心して生活していけるように、特別児童扶養手当を支給します。(こども家庭課)
- 障がい児が家庭や地域で安心して生活していけるように、障害児福祉手当・障害児福祉金の支給、特別児童扶養手当、医療費の助成などを行うほか、税の減免、運賃の割引等の各種助成制度の周知に努めます。(障がい福祉課)

【事業一覧】

①障がいや障がい児に対する理解の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-2-1	障害児を守る日関係事業	「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障がい児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンの実施や懸垂幕掲出、障がい児が作成した絵画、工作などによる作品展を開催します。	障がい福祉課

②地域生活を送る上での支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-2-2	障がい者相談支援事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
1-3-2-3	知的障がい者・児療育相談事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
1-3-2-4	身体障害児補装具給付事業	身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす等の補装具の交付及び修理を行います。	障がい福祉課
1-3-2-5	重度障害児日常生活用具給付事業	在宅の重度の心身障がい児に対し、入浴補助用具、訓練用ベッド等の日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	障がい福祉課
1-3-2-6	障害児紙おむつ給付事業	3歳以上18歳未満で、おおむね6か月以上寝たきりの重度障がい児(身体障がいは、下肢、体幹、内部障がいで程度が1級に該当、知的は・に該当)で、生計中心者の前年分の所得額が800万円以下の者に、紙おむつを2か月ごとに給付します。	障がい福祉課
1-3-2-7	障害児団体事業補助金	障がい児、保護者の相互交流、障がい児への理解促進、及び障がい児福祉の向上と増進のために活動する団体を支援します。	障がい福祉課
1-3-2-8	障害児社会見学事業	社会見学事業を実施し、障がい児の社会活動への参加を促進します。	障がい福祉課

1-3-2-9	障害福祉サービス給付事業	<p>障がい児に対し、次の3種類等の障害福祉サービスの支給決定等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（家庭訪問による介護、家事並びに通院時の付き添いのサービス） ・デイサービス（日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練） ・短期入所（施設に短期間の入所） 	障がい福祉課
1-3-2-10	障害児放課後支援事業（放課後児童健全育成事業）	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図ります。	障がい福祉課
1-3-2-11	在宅障がい児ふれあい事業	保育所を開放して在宅の障がい児やその親などとのふれあい保育を実施することにより、在宅の障がい児の支援を行います。	こども園運営課

③障がい児等への教育・保育の充実、全ての障がい児等への教育・保育の保障

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-2-12	特別支援教育支援会開催事業	障がいのある幼児に対して、特別支援教育関係者等で構成する特別支援教育支援会で、協議を行い、適切な就園指導を行います。	こども園運営課
1-3-2-13	発達障がい児等支援事業	発達障がい等のある児童に適切に対応するため、公立幼稚園及び公立保育所に発達障がい児等支援員を配置し、早期に専門的な保育・教育支援や親子支援を行うとともに、私立保育所に対して、要支援児童を保育するために必要な経費の一部を支援します。	こども園運営課
1-3-2-14	障がい児保育事業	障がいのある児童の成長・発達を促すため、健常児とともに集団保育が可能な障がいのある児童の保育を実施します。	こども園運営課
1-3-2-15	教育相談・就学指導委員会開催事業	心身に障がいのある児童生徒の自立と社会参加を目指した教育の実現に向け、特別支援教育に専門的な知識と深い経験を持つ医師や、大学教員、特別支援教育関係者等で構成する就学指導委員会で、児童生徒の障がいの種類、程度の的確な判断を行い、適正な就学指導を行います。	学校教育課
1-3-2-16	特別支援教育推進事業	<p>学校教育法等の改正を踏まえ、様々な障がいのある児童生徒に対する適切な教育を行うため、市内の小・中学校に特別支援教育支援員・特別支援教育サポーターを配置し、学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行います。</p> <p>発達障がいのある子どもたちの保護者と教職員を対象に、子どもたちが自立し社会生活をスムーズに送ることができるよう、専門家（ドクター）によるソーシャルスキルトレーニングに関する研修会を実施します。</p>	学校教育課

1-3-2-17	特別支援教育体制整備推進事業	幼稚園から高等学校までの発達段階に応じた、発達障がいを含む様々な障がいのある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援のための体制整備を推進するために、巡回相談員、専門家チームによる巡回相談、県立特別支援学校教員による連携訪問等を行い、障がいのある幼児児童生徒の指導内容・方法についての指導・助言を行い充実を図ります。 巡回相談員研修会、特別支援教育支援員、特別支援教育サポーターの資質向上のための研修会の開催、特別支援教育コーディネーター養成専門研修、特別支援教育研修会を香川県と共催し、受講者の専門性の向上を図ります。	学校教育課 こども園運営課
1-3-2-18	障害児通園施設事業	心身に障がいのある児童が通園し、訓練及び療育指導を受けることにより、日常生活における基本的動作の習得を図ります。	障がい福祉課
1-3-2-19	院内学級設置事業	慢性疾患等で長期入院している児童生徒に対し、学習や生活を充実させるために、病院内に院内学級を設置し、長期入院の児童生徒の教育の向上を図ります。	学校教育課
1-3-2-20	施設内学級設置事業	施設に入園している児童生徒に対し、学習や生活を充実させるために、施設内に施設内学級を設置し、入園の児童生徒の教育の向上を図ります。	学校教育課

④早期から一貫した支援体制の構築

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-2-21	発達障害者サポート事業	自閉症等の発達障がいを有する障がい児に対し、発達障害支援コーディネーターを中心に、連絡調整会等の関係者が連携し、個々の発達障がいの状態に応じたきめ細やかな個別支援計画を作成の上、必要な支援を行います。	障がい福祉課
1-3-2-22	発達障がい児等支援体制構築事業（保育所・幼稚園・こども園）	発達障がいを含む全ての障がいのある子どもやその保護者に対して、市と関係部局との連携を図りながら、乳幼児期から就労まで継続的に一貫した支援が早期から行える体制を構築し、子どもの自立や社会参加に向けた指導や支援の充実、改善を図ります。	こども園運営課

⑤経済的支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-2-23	特別児童扶養手当支給事業	20歳未満で精神、又は身体に障がいをもつ児童を養育している方に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
1-3-2-24	障害児福祉手当支給事業	在宅で20歳未満の精神、又は身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする状態で、障がいを支給事由とした年金を受給していない者に、障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
1-3-2-25	障害児福祉金支給事業	市内に1年以上住所を有する20歳未満の身体障害者手帳1級から3級、療育手帳①、A、②及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の福祉の増進を図るため、年額20,000円の障害児福祉金を支給します。	障がい福祉課
1-3-2-26	自立支援医療（育成医療）給付事業	児童福祉法に規定する身体上の障がいをもつ児童、又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	保健センター
1-3-2-27	育成医療等負担費用助成事業	育成医療等の給付を受け、国の徴収基準に定める費用を負担している者に対し、その費用を助成します。（福祉医療助成対象者は除く。）	障がい福祉課
1-3-2-28	障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、療育手帳又は戦傷病者手帳全項証の所持者に、保険診療に係る自己負担分（高額療養費などを除く。）を助成します。（所得制限と年齢要件あり）	障がい福祉課
1-3-2-29	難聴児補聴器購入費用助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児に対して、難聴児補聴器購入費用助成金を交付することにより、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	障がい福祉課

【数値目標】

事業名	平成25年度末（実績）	平成31年度末（目標）
在宅障がい児ふれあい事業	23回	28回
特別支援教育推進事業	特別支援教育サポーターの配置 39人	特別支援教育サポーターの配置 73人

【3】ひとり親家庭への支援の充実

【現状と課題】

- ひとり親家庭は、離婚などにより増加傾向にあり、本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数（他の親族がいない単独世帯）は、平成22年国勢調査によると2,984世帯であり、このうち2,711世帯（90.9%）は母子家庭となっています。
- ひとり親家庭の多くは社会的・経済的に不安定な状況に置かれていることから、生活の安定と自立を促進するための援護が必要となっています。
- ひとり親家庭の親は、子育てと生計を一人で行わなければならない、子育てや生活のことなど様々な問題を抱えることとなります。このようなときに、悩みの相談が気軽にでき、適切な助言を得られるような環境づくりが必要です。
- ひとり親家庭の自立を促進するためには、経済的な負担の軽減のための取組だけでなく、就労に向けた技能講習の実施や就労情報の提供、保育サービスの優先的な利用枠の確保、ひとり親家庭の就労に対する企業の理解促進を図るなど、総合的な就労支援の体制づくりが必要です。

【基本方針】

- ひとり親が悩みや不安を専門家や親同士で相談できるよう、相談体制の充実に取り組みます。
- 母子家庭等が十分な収入を得ることができ、自立した生活をすることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進します。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的支援を行うとともに、各種制度の利用の利便性の向上に努めます。

【計画】

①情報提供の推進

- ひとり親家庭等を側面的に支援するため、ひとり親家庭向け情報誌「たかまつひとり親家庭サポートブック」の発行、ひとり親ウェブサイトの情報更新、運営管理を行います。（こども家庭）

②ひとり親家庭の自立支援、就業支援の推進

- 母子家庭等が十分な収入を得て、自立した生活をすることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進します。（こども家庭課）
- 母子家庭等の自立支援の推進を図るため、母子生活支援施設（屋島ファミリーホーム）入所事業等を実施します。（子育て支援課 こども女性相談室）

③ひとり親家庭への経済的支援の推進

- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金等、各種制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するほか、適正な貸付や給付事務の実施により支援体制の整備を促進

します。(こども家庭課)

- 医療保険各法の規定により療養の給付を受けることができる者のうち、母子家庭等の者に対して、保険診療に係る自己負担部分を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。(こども家庭課)

【事業一覧】

①情報提供の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-3-1 (再掲) (2-1-1-16)	子育て支援総合情報発信事業	総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ることを目的に、ひとり親家庭向け情報誌「たかまつひとり親サポートハンドブック」の情報管理と発行、ひとり親ウェブサイトの情報更新・運営管理を行います。	子育て支援課

②ひとり親家庭の自立支援、就業支援の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-3-2	ひとり親家庭自立支援事業	母子家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員が相談・助言等を行います。	こども家庭課
1-3-3-3	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の自立支援のため、就職支援セミナーや就業に結びつく可能性の高い技術・資格を有するための就業講習会等を実施します。	こども家庭課
1-3-3-4	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、就業に結びつく可能性の高い講座を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給します。	こども家庭課
1-3-3-5	高等職業訓練促進費等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師、介護福祉士などの資格取得のため、専門学校などで2年以上修行する場合に、「高等訓練促進費」及び「入学支援修了一時金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にして、就職の促進と経済的自立を図ります。	こども家庭課
1-3-3-6	自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進することを目的に、母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を始め、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施します。	こども家庭課
1-3-3-7	ひとり親家庭無料職業紹介事業	ひとり親を対象に無料職業紹介所を開設し、児童扶養手当資格者に対し、職業紹介や求人情報の提供などを行います。	こども家庭課
1-3-3-8 (再掲) (1-3-4-1)	母子生活支援施設(屋島ファミリーホーム)運営事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある(DV被害にあった女子等)とその監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課 こども女性相談室

③ひとり親家庭への経済的支援の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-3-9	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金を貸付けます。	こども家庭課
1-3-3-10	児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない母子家庭等に手当を支給することにより、その生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
1-3-3-11	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の者に対して、保険診療にかかる自己負担部分を助成します。	こども家庭課
1-3-3-12	ひとり親家庭子育て支援事業	ひとり親家庭の子育ての負担軽減を図るため、たかまつファミリー・サポート・センターの援助活動の利用料の一部を補助します。	こども家庭課
1-3-3-13	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の就職活動や疾病等の事由に対し、家庭生活支援員を派遣し、短期間を限度として一時的な家事・介護等のサービスを提供します。	こども家庭課

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末 (実績)	平成 31 年度末 (目標)
自立支援プログラム策定事業	プログラム策定数 113 件	プログラム策定数 150 件



【4】社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

【現状と課題】

- 近年、子どもと子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、虐待を受けた子どもなど、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、子どもや家庭における課題は複雑化、深刻化しています。このような中で、全ての子どもに良質な養育環境を保障し、子どもを大切にす社会の実現が求められています。
- 高松市としても、社会的養護を必要とする子どもたちが、その権利を守られ、希望や自信、信頼感を持って健やかに育ち、社会に参加していけるよう、社会全体で子どもの成長や子育てを支えていく必要があります。
- 社会的養護に関しては、香川県子育て支援課や児童相談所等が主として対応していますが、高松市の児童家庭相談事業や、要保護児童対策地域協議会である「高松市児童対策協議会」と密接に関係しており、要保護児童等に対して切れ目のない支援をしていくことが重要です。
- 要保護児童等には、行政だけではなく、学校・保育所等や、自治会、民生委員、主任児童委員等の地域活動と連携して支援するとともに、地域でのサポート体制の充実が求められています。
- DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子家庭には、母子生活支援施設等による専門的な支援も必要とされています。

【基本方針】

- 社会的養護の理念である「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を基本に、地域活動と連携して子育て支援を展開していきます。

【計画】

- 児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、要保護児童対策協議会において関係機関等と情報共有し、役割分担や協議を行います。(子育て支援課 こども女性相談室)
- 母子生活支援施設は、地域の拠点として家庭的養護の支援を推進するとともに、地域等と連携して入所者の生活支援・自立支援に努めます。(子育て支援課 こども女性相談室)
- 子育ての支援者を持たない家庭には、緊急時や病気・出産等の際し、安心して専念してもらうため、子育て短期支援事業等を提供することで子育てを支援していきます。(子育て支援課 こども女性相談室)
- 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、県や地域と連携しながら、子育て支援を提供し、子どもを支え見守るとともに、家庭が抱えている問題の軽減化を図ります。(子育て支援課 こども女性相談室)
- 里親制度の普及と委託率の向上に向けて、広報たかまつ、ホームページに掲載するなど、県と協力しながら周知・啓発を図ります。(子育て支援課 こども女性相談室)

【事業一覧】

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-4-1 【再掲】 (1-3-3-8)	母子生活支援施設 (屋島ファミリー ホーム) 運営事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある (DV被害にあった女子等) とその監護すべき児童 が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施 し、自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課 こども女性相談室
1-3-4-2 【再掲】 (2-1-1-13)	子育て短期支援 事業 (ショート ステイ事業、ト ワイライトステ イ事業)	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭に おいて養育を受けることが一時的に困難となった児 童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養 育・保護を行います。	子育て支援課 こども女性相談室
1-3-4-3 【再掲】 (1-3-1-11)	要保護児童対策 事業	高松市児童対策協議会として、児童虐待をはじめ とする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図る ため、関係機関と情報共有し、支援について役割分 担や協議を行います。	子育て支援課 こども女性相談室

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末 (実績)	平成 31 年度末 (目標)
子育て短期支援事業	実施施設数 1 か所	実施施設数 2 か所

第2章 | 「子育て家庭」への支援

1. 地域における子育て支援

【1】地域における子育て家庭への支援の充実

【現状と課題】

- 少子化の進行や、地域のつながりの希薄化などの環境の変化により、子育て家庭は従来のように親族や近隣からの日常的な支援や助言を受けて、自然に子育て力を高めていくことが難しくなっています。特に、家庭で子育てをしている保護者は、不安感、負担感、孤立感などを抱えながら、日々の子育てを行っていることも多く、これが子どもへの虐待につながっていくことにもなりかねません。
- アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者や小学生の保護者の約9割が子育てに関して何らかの悩みを抱えています。また、「地域に子どもや子育て家庭を支援する体制や雰囲気があると思う」保護者（就学前）は25.6%と少なくなっています。
- 保育所や、地域子育て支援拠点などでは、施設の開放、育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの育成・支援などを行っています。幼稚園では、未就園児を含めた近隣の親子を対象に、園庭開放や、園児と未就園児親子の交流活動を行っています。今後、子育ての楽しさを伝え、在宅の親子を含めた地域での子育てを支援していくためには、市全域での事業の拡充と内容の充実が必要です。
- 地域住民に最も密着した施設であるコミュニティセンターでは、子育てに関する講座の開催を支援していますが、学習を支える指導者やスタッフ等の人材情報の提供が必要となっています。
- 少年育成センターでは、誰もが気軽に相談できるよう専門相談員を配置し、相談活動の充実を図っています。最近では、相談内容が多岐に渡り、かつ専門的な知識を要する相談も増えていることから、専門相談員の資質向上に努めています。また、各地域で相談に応じられる少年相談員の養成に努めています。現在、少年相談員が不在となっている校区もあり、様々な機会を捉え、少年相談員の意義の啓発と養成講座の受講者を募っていく必要があります。
- 子どもの活動範囲は、成長段階に応じて徐々に自宅から広がっていきます。子どもの安全のためには、親だけが目を配るのではなく地域の見守りや助け合いも必要です。また、子どもや青少年のいじめ、非行などの問題行動が増加しており、これらの多様な問題行動に対して、学校は地域や関係機関と連携を図り対応していくことが重要です。
- 少子化の進行、地域社会の変化等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等の問題は社会全体で取り組む課題となっており、地域の教育力の向上を図るとともに、地域の交流や連帯を深め、地域ぐるみの子育て支援の充実が求められています。
- アンケート調査結果によると、子どもに関する相談支援機関の認知度は、保健センターでの

相談事業を除くと3～4割程度となっています。また、子育て支援サービスについても認知度が5割に満たない事業が多くなっています。必要な支援を、必要としている子どもとその家庭が利用できるようにするために、子育て支援に関する市の施策や事業の認知度の向上を図る必要があります。今後は、各種広報媒体を通じて、分かりやすく、タイムリーな情報提供をさらに充実していくことが重要です。

【基本方針】

- 地域の子育て支援拠点において、子育て中の親子が交流し、仲間づくりを行い、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制の充実を図り、全ての子どもと子育て家庭への支援を推進します。保護者が病気や仕事、育児疲れなどで一時的に支援が必要な場合など、多様な市民ニーズに対応した様々な子育て支援施策・事業を実施します。
- 地域ぐるみで幅広い分野での子育て支援を効果的に推進できるよう、地域全体の教育力の向上に努めるとともに、地域における自主的な子育て支援活動の促進を図ります。
- 各種の子ども・子育て支援に関する施策や事業の周知に努めます。

【計画】

①地域子育て支援施設を活用した相談支援・交流事業の充実

- 地域の子育て家庭に対する育児相談・指導、子育て情報の提供、子育てサークルの育成・支援を行うほか、地域子育て支援拠点の拡充を図ります。(子育て支援課、こども園運営課)
- 子育てに関する様々な問題について、育児の不安や悩みを持つ親からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行います。(子育て支援課)
- 保育所・認定こども園・幼稚園等において、園庭・園舎の地域への開放、子育て情報の提供、未就園児の親子に対する遊び場の提供、子育て座談会や子育て相談、教育相談、地域の人材・自然・施設・行事などを活用したふれあい活動等を推進します。(こども園運営課)

②地域の教育力の向上、地域ぐるみによる子育て支援体制の整備

- 地域ぐるみで幅広い分野での子育て支援を効果的に推進し、子育て支援事業を実施する団体や個人間の相互交流・情報交換を行うなど連携・協働を図るための場を設定します。(子育て支援課)
- 高齢者との交流を持つことができるような行事を、保育所などの年間行事に取り入れ、地域における高齢者との交流を図ります。(こども園運営課)
- 地域ぐるみで子どもの健全育成活動を行う母親クラブ等の地域組織活動を支援します。(子育て支援課)
- 地域自らのまちづくりに取り組むため、各地区(校区)で構築される地域コミュニティに対し、コミュニティ活動を推進するために各種支援策を実施する中で、地域でのふれあい交流や子育て支援の機会・場所を確保し、連帯のまちづくりを推進します。(地域政策課)
- 社会の多種多様な問題や課題に対して、市民活動団体と行政がお互いの自主性を尊重するとと

もに、相互に理解しながら、協働で事業を実施し、課題解決を図り、市民主体のまちづくりの実現を目指します。(地域政策課)

③地域における子育て支援機能の充実

- 子育て家庭に必要なサービスを適切に提供できるよう調整を行う地域子育て支援コーディネート事業を地域子育て支援拠点施設等で実施します。(子育て支援課)
- 地域の中で、「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をして欲しい人」が会員となって、一時的に子育てを助け合う事業であるファミリー・サポート・センター事業を推進します。(子育て支援課)
- 保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため、一時的な保育を実施します。(こども園運営課)
- 保護者が病気や仕事、育児疲れなどで一時的に児童の養育が困難になった時に、児童福祉施設等において養育する、子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)等の周知と充実を図ります。(子育て支援課)
- 少年育成センターへの来所相談のほか、子ども相談電話「こどもスマイルテレホン」により、子どもに関する相談を受け付け、専門相談員が指導・助言します。また、専門的な知識を要する相談に対応できるよう、関係機関及び各相談機関等と連携を図るとともに、各種研修を受講する等、専門相談員自らの資質向上を図ります。(生涯学習課少年育成センター)
- 少年相談員養成講座を実施し、身近な地域の中に少年相談員を育成し、地域での子育て支援の充実を図ります。(生涯学習課少年育成センター)

④施策・事業の周知・啓発、情報提供の推進

- 子育てサービス等が利用者に十分周知されるよう、情報誌の作成・配布等により情報提供を行います。(子育て支援課)
- 広報たかまつの発行を始め、ケーブルテレビ市政情報番組やテレビ、ラジオなど各種媒体で、子育て家庭を対象とする番組等を企画し、親子で参加できるイベントのほか、市の施策や事業等の子育てに役立つ情報を発信します。(広聴広報課)

【事業一覧】

①地域子育て支援施設を活用した相談支援・交流事業の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-1-1 【再掲】 (3-2-2-2)	地域子育て支援拠点事業	子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場を提供することにより、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課 (私立保育所以外) こども園運営課 (私立保育所)
2-1-1-2	子育て集会室“夢てらす”事業	子育てを行っている家庭を支援するため、保護者や乳幼児が気軽に集い、語り合い、相互に交流できる場を提供します。	子育て支援課
2-1-1-3	地域子育て推進事業	核家族等の親が育児に不安を抱かないよう、保育所などを活用して、育児相談・子育てサークル支援等を行います。	こども園運営課

2-1-1-4	地域に開かれた幼稚園づくり推進事業	幼稚園が地域の幼児教育のセンター的な役割を果たすことにより、地域全体の教育力の向上を図ります。	こども園運営課
---------	-------------------	---	---------

②地域の教育力の向上、地域ぐるみによる子育て支援体制の整備

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-1-5	幼児セミナー等コミュニティセンター講座事業	地域で安心して子どもを生き育てることができるよう、コミュニティセンターで、幼児セミナーや親子ふれあい教室や育児セミナーを開催します。	生涯学習センター
2-1-1-6 【再掲】 (3-2-1-2)	地域組織（母親クラブ）補助事業	地域組織（本市の区域内において、本市内に居住する住民で組織するものをいう。）に対し高松市地域組織活動費補助金を交付することにより、地域組織の活動を支援します。	子育て支援課
2-1-1-7 【再掲】 (3-2-1-3)	地域コミュニティ活動推進事業	地域自らのまちづくりに取り組むため、各地区(校区)で構築される地域コミュニティの構築と活動に対する各種の支援を行います。	地域政策課
2-1-1-8 【再掲】 (3-2-1-4)	地域まちづくり交付金交付事業	住民自治及び市民と行政との協働による地域自らのまちづくりを推進するため、地域コミュニティ協議会に対して、地域の各種事業・団体に交付される補助金を一元化して交付します。	地域政策課
2-1-1-9	協働企画提案事業	市民の発想を生かした事業提案を募集し、市民活動団体と高松市が協働で事業を実施することにより、社会的な課題等に取り組み、市民サービスの向上を目指します。	地域政策課

③地域における子育て支援機能の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-1-10	利用者支援(地域子育て支援コーディネート)事業	利用者の個別ニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑な利用を図ります。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発を行います。	子育て支援課 こども園運営課
2-1-1-11 【再掲】 (2-2-1-2)	一時預かり事業	保護者の傷病等による緊急時に一時的な保育を実施します。	こども園運営課
2-1-1-12 【再掲】 (2-2-1-10)	ファミリー・サポート・センター事業	地域において育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員（有償ボランティア）組織、「たかまつファミリー・サポート・センター」を設置し、組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課

2-1-1-13 【再掲】 (1-3-4-2)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な教育・保護を行います。	子育て支援課 こども女性相談室
2-1-1-14	相談事業（スマイルテレホン等）	誰もが気軽に何でも相談できるよう、来所相談のほか、子ども相談電話「こどもスマイルテレホン」を開設し、子どもに関する相談を受け付け、専門相談員が指導・助言します。 また、少年相談員養成講座を実施し、市内全ての校区に少年相談員が配置されるよう、地域の子育て支援の充実を図ります。	生涯学習課少年育成センター
2-1-1-15	女性相談員事業	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施します。	子育て支援課 こども女性相談室

④施策・事業の周知・啓発、情報提供の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-1-16 【再掲】 (1-3-3-1)	子育て支援総合情報発信事業	総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ります。 ・子育てハンドブック ・たかまつひとり親家庭サポートハンドブック ・らっこネット	子育て支援課 こども女性相談室
2-1-1-17	「笑顔で♪子育て」展	市役所1階市民ホールにおいて、こども未来部で実施している各種子育て支援事業について紹介するパネル展を実施します。	子育て支援課 こども女性相談室
2-1-1-18	人材情報提供事業（乳幼児教育関係）	市民の学習活動を支援するため、生涯学習センターのホームページで提供している各種学習情報に、乳幼児教育に関する人材情報を登録し、広く市民へ提供します。	生涯学習センター
2-1-1-19	広報事業	親子で参加できるイベントのほか、市の施策や事業等の子どもや子育てに役立つ情報を、各種広報媒体を通じて提供します。	広聴広報課

【数値目標】

事業名	平成25年度末（実績）	平成31年度末（目標）
地域子育て推進事業	39か所で実施	46か所で実施
子育て支援総合情報発信事業	子育てハンドブック 配布部数 10,000部/年	子育てハンドブック 配布部数 10,000部/年

【2】家庭における教育力の向上

【現状と課題】

- 子育てや子の教育については、「父母その他の保護者が、第一義的責任を有する」と関連法律に明記されており、子育ての原点は家庭生活・家庭教育であることを踏まえ、家庭における教育力の向上を図る必要があります。親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していく必要があります。
- 子どもが健やかに育つ上で、家庭は全ての教育の出発点として、重要な役割を担っています。本市では、家庭教育学級、子育て力向上応援講座等の実施を通して、親の役割等の家庭教育に関する学習機会の提供や、保護者のネットワークづくりの支援に取り組んでいますが、今後も、家庭における教育力向上に向け、さらなる事業の充実が求められています。
- 中央図書館では、子どもたちが、夢を持ってのびのびと生活できる教育環境整備の一環として、おはなし会などの各種子ども向け行事や子ども読書まつりを開催しています。また、ブックスタート事業を通じて保護者等の楽しい子育て参加を推進するほか、子育てに関する資料や情報を一箇所にまとめて提供しています。今後も、家庭における読書活動の普及啓発を推進していく必要があります。

【基本方針】

- 子どもの健全な成長を促すため、子育てについて、学習・体験できる機会をつくり、家庭・地域における教育力の向上に努めます。
- 子どもの読書活動を推進するため、読書に親しむ機会を提供するとともに、家庭での積極的な取組が進められるよう読書活動の普及啓発を推進します。

【計画】

①家庭における教育力の向上

- はじめての出産を迎える夫婦を対象に、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。(保健センター)
- 家庭における子どもの教育上の諸問題や家族の意義、役割等について学習する場として家庭教育学級の開設、子育てにおける課題や子どもの成長、基本的な生活リズム等を学習する子育て力向上応援講座の開設など、家庭・地域における教育力を高める学習機会の充実に努めます。(生涯学習課)
- コミュニティセンターにおいて、子育てに関する講座等を開催します。(生涯学習センター)

②家庭における読書活動の推進

- 子どもの読書活動を推進するため、図書館等において読書に親しむ機会を提供します。(中央図書館)

- 乳幼児期からの読み聞かせ等読書活動の必要性や重要性について啓発を行います。(中央図書館)
子育て中の保護者等が利用しやすいよう子育てに関する図書や情報を取りまとめて提供します。
(中央図書館)
- 新高松市子ども読書活動推進計画【改訂版】に基づく事業の進行管理を行います。(中央図書館)

【事業一覧】

①家庭における教育力の向上

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-2-1 【再掲】 (2-2-2-7)	はじめてのパパ ママ教室	初めての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対する関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。	保健センター
2-1-2-2	子育て相談事業	子育てに関する多種多様な相談に、専門の相談員を配置して対応しているほか、必要に応じて、適切な窓口や専門機関を紹介します。	子育て支援課 こども女性相談室
2-1-2-3	子育て力向上応援講座事業	家庭での子育て力向上を図るため、子育てにおける課題や子どもの成長、子どもの生活リズム、コミュニケーション等について、就学時健康診断等を活用した子育て力向上応援講座を開設します。	生涯学習課
2-1-2-4	家庭教育学級事業	家庭教育は子どもの健全な成長、人格の形成にとって重要な役割を持つことから保護者などを対象に、家庭における子どもの発達段階に対応した学習の場として、家庭教育学級をコミュニティセンター等で開設します。	生涯学習課
2-1-2-5	家庭教育情報テレビ事業	仕事や家庭の事情等により子育て力向上応援講座等に参加できない親向けに、ケーブルテレビの高松市政チャンネルを活用して家庭教育に関する番組を放映し、家庭教育の充実を図ります。	生涯学習課
2-1-2-6	早寝早起き朝ごはん運動啓発事業	子どもの生活リズムの向上を図るため、保護者に対し、早寝早起き朝ごはんを啓発するクリアファイル等の配布や、小・中学校の児童生徒にチェックシートを配布するなど、家庭教育や子育てに役立つ情報等を提供します。	生涯学習課
2-1-2-7	高松市きっずの森事業	高松市の概要を始め、講座情報や体験学習、遊び場の情報などを、ホームページを通して情報提供し、子どもの健全育成を図ります。	生涯学習課
2-1-2-8	三世代交流事業	コミュニティセンターにおいて、子ども・親・子育てを終えた世代がそれぞれの役割を担い、つどい、交流できる場づくりを行います。	生涯学習センター

②家庭における読書活動の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-2-9	子ども読書まつり事業	子ども読書活動推進計画の重点プロジェクトになっている「子ども読書まつり」を開催し、多彩な児童行事や講演会を実施し、子どもには読書への動機付け、また、保護者には子ども読書活動への認識を高めてもらい、子ども読書活動の推進を図ります。	中央図書館
2-1-2-10	各種子ども向け事業	絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、各種の子ども参加行事を行うことにより、読書に興味を持たせるとともに、子どもたちの心身の健やかな成長を図ります。	中央図書館
2-1-2-11	ブックスタート事業	保健センターと連携を図り、保健センターほか各地域コミュニティセンター等で実施している4か月児相談時等に、赤ちゃんとその保護者等に絵本パックを贈呈し、その利用方法と効用の説明を行うことにより、保護者等の楽しい子育て参加を推進するとともに、読書への動機付けを図ります。	中央図書館
2-1-2-12	子育て支援コーナー設置事業	図書館に求められる地域の課題解決支援の一環として、中央図書館に「子育て支援コーナー」を設置し、子育て中の家庭や、子育ての援助を行う地域の人々などを対象に、図書や情報を利用しやすいコーナーに取りまとめて、提供します。	中央図書館
2-1-2-13	子ども読書活動推進計画事業	子ども読書活動を、総合的かつ効果的に推進するため、子ども読書活動推進計画を策定するとともに、子ども読書活動の推進に係る総合調整を行います。	中央図書館

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
子育て力向上応援講座事業	79 か所	105 か所 全ての市立小学校、市立幼稚園及び私立幼稚園で実施
子ども読書まつり事業	参加者：1,500 人	参加者：2,000 人



<子ども読書まつり>

【3】 経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 内閣府の「インターネットによる子育て費用に関する調査（平成 22 年 3 月）」によると、子育てにかかる年間費用は、未就学児で約 84 万円、保育所・幼稚園入園児で約 122 万円、小学生で約 115 万円、中学生で約 156 万円となっています。特に、子どもが小さい間は、世帯の収入も比較的少ないため、子育ての経済的負担が大きいと考えられます。
- 国においても子育て家庭の経済的負担の軽減に向けた取組が進められ、平成 22 年度から「高校授業料無償化・就学支援金支給制度」が実施されています。
- アンケート調査結果（就学前児童の保護者）によると、子どもの人数について「理想より実際の方が少ない」人が5割を占めており、その最大の理由は「経済的な負担が増えるから」となっています。また、行政への期待として「幼稚園や保育所にかかる費用負担を軽減して欲しい」が多くなっています。
- 本市では、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、こども医療費の助成、児童手当、児童扶養手当などの支給、保育料・幼稚園授業料の軽減・補助、学校教育費の負担軽減を実施しています。今後も、親になる世代が経済的理由によって子どもを持つことをあきらめないよう、子育てや教育の経済的負担を軽減し、安心して子育てが行えるよう、国の施策とも連携しながら支援を行っていく必要があります。

【基本方針】

- 受益者負担との整合性を図りながら、医療費の助成、手当の支給、保育料・幼稚園授業料の軽減、教育費の負担軽減など、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。
- ひとり親家庭、障がいのある子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【計画】

①医療費の助成

- 子ども医療費助成事業の対象年齢を、通院については平成 27 年 4 月から小学校を卒業する 12 歳年度末まで引き上げることで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。（こども家庭課）

②幼稚園・保育所等の就園及び利用に関する援助

- 人口減少・少子化の流れを食い止め、若い世代が二人目、三人目の子どもを持ちたいと思えるような施策を重視する観点から、市独自の幼稚園・保育所等の利用料の第二子以降の多子世帯への上乗せ減免について、平成 28 年度からの実施を検討します。（こども園運営課）
- 幼稚園就園奨励費事業などにより、幼稚園に就園する園児の保護者に対して保育料等の軽減・補助を行うことで、保護者の経済的負担の軽減と幼稚園教育の振興に努めます。（こども園運営課）

③学校教育にかかる経済的負担の軽減

- 学校教育にかかる費用の負担軽減を図ります。(学校教育課)

【事業一覧】

①医療費の助成

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-3-1	こども医療費助成事業	通院については、小学校卒業(0歳から12歳年度末)まで、入院については、中学校卒業(0歳から15歳年度末)までの子どもに対して保険診療に係る自己負担を助成します。	こども家庭課

②幼稚園・保育所等の就園及び利用に関する援助

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-3-2	多子世帯保育料減免事業	保育所などに入所している多子世帯の保育料の減免を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-3	認可外保育施設第3子以降保育料助成事業	認可外保育施設に入所している第3子以降の保育料の助成を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-4	私立幼稚園等第3子等就園費助成事業	私立幼稚園及び国立幼稚園に入園している第3子以降の保育料等の助成を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-5	私立幼稚園就園費補助事業	私立幼稚園に入園している児童の保護者のうち、幼稚園就園奨励費の対象とならない保護者に対して、保育料等の助成を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-6	幼稚園就園奨励費事業	幼稚園に入園する満3歳児(私立幼稚園のみ)、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対して、所得状況に応じて保育料等の減免・補助を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-7	遠距離通学児童等通学費補助事業	合併前の香川町の区域内における香川町立東谷幼稚園の廃止に伴い、通園する園児の保護者に対して補助を行うことにより、保護者負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-8	第3子以降病児・病後児保育利用料無料化事業	第3子以降3歳未満児の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課